# 第2章 講じようとする分野別の施策

# 第1節 総合的な交通体系の整備

# 1 航路

離島航路の整備は、住民生活の安定及び福祉の向上、産業の振興等を図るための根幹的施策であり、総合交通体系の確保・維持に配慮した航路運営の改善が求められる。

こうした中、国において、総合的な交通体系の整備を目的にした「地域公共交通確保維持改善事業」が行われている。

この事業をもとに、県では「長崎県離島航路対策協議会」を設置しており、地元自治体や関係事業者、地域住民の方々も一緒になって、生活交通確保維持改善計画を策定し、航路の確保・維持・改善に努めるとともに、観光需要等を含めて、航路需要の拡大を図る。

さらに、本土と離島間を結ぶ高速交通機関として、離島住民が日常的に利用し、島外からの観光需要等による交流人口の拡大にも寄与しているジェットフォイルや、離島での社会生活の維持に必要不可欠な旅客及び物資運送を担うフェリー等の船舶について、その新造・更新が促進されるように努める。

# 2 港湾・漁港の整備及び航路標識

港湾・漁港は離島交通の結節点としての機能を有しており、国内外との物の流れや人の交流を進めるうえで極めて重要である。離島住民の生活を支え、交流人口の増加による観光産業の振興をはじめとする地域経済の活性化に資するため、必要な係留施設や緑地、ターミナル等を整備し、離島の海の玄関である港湾・漁港の受け入れ態勢の強化を図る。

また、老朽化した施設について、利用の支障とならないよう維持補修計画に基づいた適切な維持管理に努めていく。さらにバリアフリーに対応した施設整備を実施し利用者サービスの向上に努める。

なお、港湾・漁港の整備等と併せて航路標識の整備も船舶航行の安全のためには不可欠である。特に、定期航路の安全確保の面からその重要性は高いため、港湾・漁港の整備等の進捗に合わせ、航路標識の整備を進める。

# 3 航空

離島の航空輸送は、航路同様、住民生活の安定及び地域振興を確保するための根幹であり、対本土間の一層の安定化を図る必要がある。

しかし、人口減少等による離島航空路線の利用者数の減少が見込まれる中、飛行距離が短く機材消耗が早いため整備費用が嵩むなど、不経済な構造にある。このような状況において、利用しやすいダイヤ設定や運賃の適正化による収益性の確保、離島航空路線を運航する航空機の更新、併せて国及び県・市が連携し必要な支援を行うことにより、離島航空輸送の維持・存続に努める。

#### 4 空港整備

空港の施設を良好に維持し、航空機の安全な運航を確保することにより、離島の航空路の安定と利用促進に寄与する。

具体的には、地方管理空港の滑走路、誘導路、エプロン、照明施設等の継続的な維持補修に加え、必要に応じて全面的な改良及び更新等の空港整備を実施し、安全な施設の保持に努める。

# 5 島内交通

離島地域においては、人口減少の進行等に伴い、乗合バスをはじめとする公共交通 サービスの需要の縮小や経営の悪化など、地域公共交通の維持・確保が困難となって いる一方、高齢者による運転免許返納の増加等、地域における移動手段の確保は重要 な課題となっている。

そうした状況の中、令和2年11月に改正された地域公共交通活性化再生法において、 地方公共団体における地域公共交通計画の策定が努力義務化され、県内市町において は、域内の公共交通網を維持するため、地域の実情を踏まえた地域公共交通計画を策 定されているところである。

県においても、県内全域で持続可能な公共交通網を構築していくため、広域的な幹線系統の維持の方針を明確にし、公共交通網の構築等の指針となる考え方や施策等を示す「長崎県地域公共交通計画」を取りまとめ、市町と連携して生活交通の維持・確保に努める。

# 6 島内道路

島内において、幅員が狭くてすれ違いができない区間や線形が屈曲した区間などの 改良として、道路拡幅やバイパス整備(橋梁を含む)などを進め、日常生活の利便性・ 快適性の向上を図り、生活環境の改善を支援する。

また、水産業などの生産拠点や観光地と港湾・空港を結ぶ道路、観光地間を結ぶ道路、集落と第2次救急医療施設を結ぶ道路などの交通円滑化を図り、第1次産業の競争力向上、交流人口の拡大、救急医療体制の強化などを支援する。

併せて、交通安全対策や維持管理計画に基づいた適切な道路施設の維持管理を行い、 安全・安心な道路の維持に努める。

#### 第2節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化

# 1 人の往来に要する費用の低廉化

離島航路は、少子高齢化・過疎化による利用者の減少に加えて燃油価格の高騰など、 収入減・経費増という構造的な問題を抱えているが、平成29年4月1日に施行された 特定有人国境離島法に基づく、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用 のうえ、航路事業者、地元自治体と連携し、離島住民の運賃低廉化に取り組んでいる。 引き続き、利用状況等を踏まえながら、継続して国境離島地域における住民の経済的 負担の軽減を図る。

また、特定有人国境離島法に含まれない離島地域においても、補助航路を対象に「離島住民運賃割引制度」により、引き続き、住民向け運賃割引の支援を行い、運賃の低廉化に努める。

離島航空路においては、平成29年4月1日に施行された特定有人国境離島法に基づく、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用のうえ、航空会社・地元自治体と連携し、島民割引等により離島住民の運賃低廉化に取り組んでいる。引き続き利用状況等を踏まえながら、継続して国境離島地域における住民の経済的負担の軽減を図る。

# 2 物資の流通に要する費用の低廉化と無人航空機(ドローン)の活用

離島の物資の流通に要する費用は地理的制約により他の地域と比較して割高となることから、農林水産業など地場産業の発展を阻害する要因となっており、これを是正することにより、地場産業の発展や雇用創出が図られ、離島の自立的、継続的な発展が促進される。このため、流通の効率化や農水産物等の戦略産品の移出に係る輸送コスト支援など物資の流通に要する経費の低廉化を図る。

また、医薬品や日用品の配送等に無人航空機(ドローン)を活用することで、物流コストの低減や配送時間の短縮、天候不良時の流通の改善などを図ることが可能となる。このため無人航空機(ドローン)の導入・活用を支援することで、地理的・地勢的な条件不利の克服、ひいては離島における生活の質の向上を図る。

# 第3節 デジタル化や DX 推進による条件不利の克服及び安全・安心な生活に必要なデジタルインフラの確保

国において、「新しい資本主義」の重要な柱の一つとして「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、デジタル基盤を急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を積極的に推進し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すこととされ、デジタル基盤については「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行等を通じて推進し、光ファイバについては2027(令和9)年度末までに世帯カバー率99.9%、5Gについては、2030(令和12)年度末までに人口カバー率99%を目指すことが示されているところである。

本県においても、デジタル田園都市国家を実現し、離島地域における地理的・地勢的な条件不利をデジタルの力を活用して克服し、住民の安全・安心な生活の確保や産業振興を図っていくためには、デジタル基盤の整備は必要不可欠となるが、採算性の課題などから民間における基盤整備の遅れが懸念されるとともに、整備後の維持管理に要する経費も課題となってくる。

そこで、デジタル化や DX の推進に必要不可欠となる光ファイバや 5G などのデジタル基盤が離島地域においてもニーズに応じ、着実に整備・維持されるよう、国に対し支援制度の拡充などを求めるとともに、民間通信事業者への整備を求め、条件不利の克服及び安全・安心な生活の実現を目指す。

# 第4節 産業の振興

### 1 農林業

# (1)地域の特性を生かした力強い農林業の確立

離島においては、肉用牛、米、葉たばこ、しいたけなどの基幹作物に加え、五島における実需者と連携して高付加価値化に取り組む、ブロッコリー、高菜、かぼちゃ、かんしょ、壱岐におけるアスパラガスを中心とした施設園芸、にんにくやばれいしょ等の露地作物、対馬におけるアスパラガスや対州そばなど、気候や風土を活かした軽量で高単価をねらえる品目において、スマート農業や生産基盤の整備等更なる規模拡大、低コスト化、農業のグリーン化等により、新たな産地育成と既存産地を強化する。

# (2)肉用牛の振興

肉用牛は、台風などの気象災害に強く、家畜に与える飼料作物の生産や放牧などによる農地の有効活用、また、副産物である堆肥は土壌改良資材として地域内での野菜生産に利用されるなど離島農業にとって不可欠な作目となっている。このため、ICT機器等を活用したスマート畜産による収益性向上やコスト低減につながる共同化・分業化を行う支援組織の育成、食品製造残渣(焼酎粕など)の飼料化など、地域資源に立脚した肉用牛生産の拡大を推進する。

# (3)担い手の確保

優れた経営感覚を有する認定農業者や地域営農組織等多様な担い手を確保するとともに、規模拡大のための農地の流動化や労力支援を推進する。また、新規就農者を確保・育成するため、オンラインセミナー等を活用した遠隔地との就農相談の実施、情報発信や必要な知識・技術等の修得を支援するなど新規学卒者に加え、UIターン者等の島外からの就農促進の強化に取り組む。

# (4)農業生産基盤整備による生産性の向上

離島における農地の整備率は本土に比べ低く、特に畑地の整備率は、本土の半分程度で遅れている。生産性の向上による強い経営体づくりのためには、区画整理や畑地かんがいの整備といった生産基盤の整備が、不可欠であるため、今後とも積極的に農地の整備を進めていく。

# (5)農産物の地産地消・6次産業化の推進

安定した農林業を営むためには、高付加価値商品の開発によるブランド化、里山林など地域資源の活用及び島内生産・消費拡大のための地産地消などの推進が必要であり、加工や販売面でのノウハウを有する民間企業との提携や新たな雇用の場としても期待できる食品製造業等との連携など農業の6次産業化を支援していく。

# (6)地域の特性を生かした農泊の推進

離島の豊かな自然環境や地域資源を磨き上げ、周年において魅力ある体験メニューの開発やプログラムの組立て、効果的な情報発信や誘客等による都市との交流人口の増大により地域の活性化を図る。このため、農泊の推進に向けた受入体制づくり、地域の農林業、農産物や農産加工品と食や伝統文化、歴史などの地域資源を総合的にコーディネートできる人材の育成や情報発信力強化、体験交流プログラムの開発などの活動を支援することにより、交流活動を通じた関係人口を拡大する。

# (7)森林の整備・保全および森林資源の活用

戦後に植林されたスギ・ヒノキの人工林の過半が50年を越え、本格的な利用期を迎えており、これまでの間伐に加え、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を拡大していく必要がある。このため、森林整備に必要な林道、森林作業道等の路網整備や高性能林業機械の導入を進めるとともに、スマート林業による生産性向上や労働環境改善に取り組み、担い手を確保・育成して、木材生産量の拡大を図る。

また、地域の特性を活かした特用林産物の生産維持と合わせて、離島地域のくらしを守り、生活基盤を支える山地災害防止施設の整備や環境保全を図る森林整備など多様な森林づくりを進めていく。

# (8)鳥獣害に強い地域づくり

鳥獣被害のうち、イノシシ被害が多発している島では、防護・棲み分け・捕獲の3対策を徹底するとともに、ICT技術を活用することで効果的・効率的な被害対策を進める。

まだイノシシ被害が少なく低密度状態の島においては、全島を対象に生息及び生息環境調査を実施のうえ、初期段階での効率的かつ集中的な捕獲対策を実施することで、農作物等への長期的な被害防止を目指す。

シカについては、捕獲頭数増加に向け、捕獲従事者の確保及び効果的な捕獲技術の普及等を図るとともに、再造林地に防鹿ネットを設置するなど、防護対策の強化 を進める。

その他の獣種であるクリハラリス、カラスなどについても3対策を基本に被害防止を図っていくが、各島の被害状況を把握し、市町主体に適正密度までの捕獲対策を進める。

# 2 水産業

# (1) 漁村地域の生産力を支える多様な人材の確保・育成

# [漁業の魅力や就業情報の発信と受入体制の強化]

離島地域においては、人口減少に伴う就業者不足が深刻な問題となっており、就業者の確保が大きな課題となっていることから、「漁業」を職業選択の一つとして広め、新規就業を増やすために、SNSでの漁業の魅力発信や就業相談会の開催、学習会、漁業体験などにより漁業への理解を深める。

また、市町や関係団体、地元受入組織と協力し、就業希望者をスムーズに受け入れ定着できる体制を強化する。

#### [外国人材の地域における活躍]

中長期的な視点から、本県の水産業を支える人材として、特定技能や技能実習制度による外国人材の受入促進の取組を進め、外国人材を含む幅広い人材の参画による漁業活動を展開して、漁村地域の活性化と所得向上を図る。

# (2)環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成

# 〔漁業者の経営力強化〕

壱岐や対馬など多くの離島地域において、近年のイカ類の不漁やクロマグロの漁獲規制、「磯焼け」の拡大による磯根資源の減少等が漁獲量や漁業所得に影響を与えていると考えられるため、経費の削減や魚の資源状況に応じた操業の多角化、漁獲物の付加価値向上等による経営改善が必要である。

このため、漁業所得の向上を目指して、地域や漁業形態ごとに経営の実態を把握・ 分析して実施すべき具体的な施策を盛り込んだ「地域別施策展開計画」に基づき、 地域ごとの漁業実態に応じて効果的な施策を実践し、収益性の高いモデル経営体の 育成や取組に必要な機器整備等を促進するとともに、漁業者と浜を支える漁協の組織と機能の強化や ICT 等を活用したスマート水産業を推進する。

# (3) 資源管理の推進による水産資源の持続的な利用と漁場づくり

# [水産資源の維持・増大のための適切な資源管理の推進と漁場づくり]

離島地域において盛んな採介藻漁業は、磯焼けの拡大により主要魚種であるアワビやウニ、ヒジキ等の漁獲が減少していることから、資源管理や種苗放流、磯焼け対策による藻場回復を図る。

併せて、水産資源の維持・増大を図るため、漁獲可能量(TAC)を基本とする国の新たな資源管理方式に加え、漁業者の自主的な資源管理の取組や、漁場環境の変化に対応しつつ産卵・幼稚魚育成の場としての藻場の再生及び沖合の基礎生産力の増大に資する漁場づくりを推進する。

# (4) 養殖業の成長産業化

# 〔養殖業の成長産業化〕

主にクロマグロ、トラフグ、ブリ等の魚類養殖や真珠養殖、ヒジキ養殖等がおこなわれており、養殖産出額の増大及び養殖業者の所得向上を図るため、国内外の出荷先が求める利用形態、質、量などの情報を能動的に把握し、漁業経営体が連携して需要に応じた計画的な生産を行う取組を推進するとともに、沖合進出及びAI・IoT機器導入等の先進的な養殖生産体制の構築を図る。

# (5)県産水産物の国内外での販売力強化

# [ 県産水産物の国内販売力の強化]

離島特有のハンディを克服するための流通改善や水産物の高付加価値化の取組を 進めるとともに、更なる販売力強化と消費拡大を図るため、社会経済の変動に伴う 消費者ニーズを的確に捉えた売れる商品づくりと安定した商品供給体制の構築や、 長崎県の魚愛用店等の利用促進による地産地消を推進する。

# 〔県産水産物の国外販売力の強化〕

輸出先国における産地間競争が激化する中、海外市場での競争力を高めるとともに、新規市場の開拓により輸出の継続・拡大を図るため、海外での長崎産水産物のPRを強化するとともに、新たな輸出販路開拓へのチャレンジを後押しすることで、輸出先の需要に応じた養殖物を含む県産水産物の安定生産・供給する体制構築を推進する。

#### 〔高度衛生管理に対応した体制の構築〕

高度衛生管理に対応した生産体制づくりを図るため、国の衛生管理基準に基づいた品質管理マニュアルによる衛生対策、HACCP等の普及への取組、消費者の求める安全・安心な商品づくりに必要な機器の整備や水揚げ岸壁と荷捌所の一体的な整備を推進する。

# (6)多様な人材の活躍による漁村の賑わいや活力創出

# [ 漁村に人を呼び込む仕組みづくり]

離島が持つ自然・空間・文化等の地域資源や生活・子育て環境の情報、漁業者の暮らしぶりや漁業の魅力、漁業就業に関する支援制度などを HP や YouTube、SNS 等を活用して広く情報発信する。

また、移住相談会や就業支援フェアへの出展等を通じて漁村の担い手となる多様な人材の呼び込みを図り、関係機関が連携して移住者へのスムーズで切れ目のない 支援体制の構築を推進する。

併せて、水産業や漁村が持つ多面的機能の発揮に資する漁業者の活動支援や漁港施設の有効活用により、交流・関係人口の拡大に取り組む。

# [漁村地域全体で稼ぐ仕組みづくり]

地域資源を活用して漁村地域を活性化させるため、漁協や市町及び観光部局等と も連携し、新たな漁業や海業の起業、事業規模の拡大等により、漁村地域全体で稼 ぐ仕組みの構築を促進するとともに、漁村地域の雇用創出を図る。

# [ 異業種との連携による浜の活性化]

交流人口や収入、雇用者数の増大に向けて、観光業、飲食業、食品加工業、エネルギー関連産業などの異業種との連携を図り、漁協等の協力のもと体験型漁業及び「釣り」を滞在型観光のツールとした魅力的な地域ブルーツーリズム等の構築や、漁業者等の理解のもとでの海洋エネルギー産業など、異業種との連携による浜の活性化を推進する。

# [生産・流通基盤の強化と漁村の賑わい創出に向けた浜の環境整備]

水産業の成長産業化を後押しするため、拠点漁港の生産・流通基盤の強化を進めていく。

また、漁村の賑わい創出に向けた、既存施設の有効活用と維持補修対策、就労環境を改善する浮桟橋、防風・防暑施設等の充実により、高齢者や女性等が働きやすい環境や防災減災対策に努めるとともに、ヨット等の寄港増による交流人口拡大を推進する。

#### 3 水産動植物の生育環境の保全及び改善

#### 〔水産資源の維持・増大のための漁場づくり〕

水産資源の維持・増大を図るため、漁場環境の変化に対応しつつ産卵・幼稚魚育成の場としての藻場の再生及び沖合の生産力増大に資する漁場づくりを推進する。

また、藻場機能を有した増殖場の整備や漁業者が行う取組支援等を積極的に推進 し、魚礁などの整備と併せて沿岸から沖合までの水産動植物の生育環境の保全及び 改善を図る。

併せて、赤潮による漁業被害の防止や軽減のため、赤潮被害防除技術の開発や監 視体制の強化等に取り組む。

#### 4 その他の産業

# 〔地域資源等の活用による産業振興〕

農林水産物等の地域資源を活用し、離島地域の特徴を活かした付加価値の高い商品づくりを推進し、地域外市場に積極的に販路拡大を図ることが重要である。この

ため、農商工連携ファンドによる新商品の開発や販路開拓支援とともに、流通等の専門家アドバイス、首都圏でのテスト販売等により商品力の強化に取り組む。

そのほか、地域の特性を活かした風力発電等のエネルギー産業など、離島特有の資源を有効に活用した産業育成を図る。

# 〔離島での創業支援〕

スタートアップ等が創業しやすい環境づくりを行うため、離島地域にあるコミュニティと県内コミュニティやスタートアップ等との交流を促進し、離島地域の特性に即した新たなビジネスの創出を支援する。

# 〔商業の振興〕

地域住民のニーズに即した業種や生活者の利便向上につながる商業サービスの充実が必要であり、まちなかのにぎわいを創出する核となる商店街の機能強化を図る。

# [情報通信産業関連企業の立地促進]

情報系企業の本県への立地が相次いでいる状況を捉え、地理的な不利に比較的左右されない IT 企業のサテライトオフィス等の立地を促進するとともに、地域が抱える様々な課題解決の取組を支援することにより、立地企業の規模拡大と地域の魅力向上を図る。

# [場所に制約されない働き方の普及]

情報通信技術の進展による社会の変化を踏まえ、離島の産業振興のために、場所 に制約されない働き方を促進する取り組みに対して、必要な情報の提供等を行う。

# 第5節 就業の促進

#### 1 農林業

就農・就業相談のワンストップ窓口である県新規就農相談センターにおいて、県内外の相談会に加えオンライン相談会等を開催し、就農・就業相談体制と情報発信を強化する。

また、産地とJAが就農希望者を受け入れ、研修を実施する「産地主導型就農ルート」を整備・推進し、新規就農者の定着および早期の経営確立を支援する。

あわせて、多様な担い手の確保に向けて、JA・産地と特定地域づくり事業協同組合の連携、林業事業体の経営改善・強化することで、第3期ながさき農林業・農山村活性化計画の目標である新規自営就農者・就業者の確保・育成を図る。

# 2 水産業

漁業就業希望者等への求人・求職情報や漁村の生活等に関する情報の提供、就業相談窓口の設置等を行うとともに、地域主体の受け皿組織(協議会)を設置し、漁業研修希望等の円滑な受入活動を支援する。

受け皿組織等との連携により、指導者の確保、漁業技術の習得、生活相談など、着業前後のフォロー体制を強化するとともに、技術習得支援、漁船リース等による研修期間中の生活支援や初期投資の軽減を図る。

# 3 その他産業

住民及び離島移住者の就業促進を図るため、職業に必要な技能・知識を習得するための職業能力の開発等を行っていく必要がある。このため、職業訓練や各種セミナーなどを通じて、地域実情に対応した人材育成等を支援することによって、離島地域の就業の促進を図る。

加えて、情報通信技術の進展を踏まえ、場所に制約されない働き方を促進するため、 必要な情報の提供等を行う。

また、リモートワークやワーケーションなど多様な働き方が進展し、仕事より生活を重視する考え方への意識変化、人口密度の高い都市部から安全な地方への関心の高まり等により、若い世代を中心に、地方回帰の機運が高まっている。こうした流れをふまえ、市町と連携した情報発信や相談機能の整備、受入体制の整備の支援など、リモートワークやワーケーションの受入を積極的に行い、「転職なき移住」も含めた移住の実現や二地域居住などの関係人口の拡大に繋げていく。

# 第6節 生活環境の整備

# 1 水道

離島は、概して水資源に恵まれず、少ない水資源を有効に利用して、従来から水道施設等の整備を計画的に実施している。その結果、水道の普及率はほぼ本土並みとなったが、年々進行する人口減少により料金収入が低迷する一方で、点在する集落への安定供給に要する経費が大きな負担となっており、さらには、老朽施設の更新需要が増大していくことが見込まれること等から、コスト削減のために水道施設の統廃合を進める等の取組が必要である。

このため、水の安定供給が確保できるように、今後さらに離島地域の状況に応じて水道施設の計画的な統廃合による送水体制の更新・整備を積極的に推進する。

# 2 汚水処理施設

離島地域における汚水処理施設の普及は、本土地域に比べ非常に遅れており、同施設の普及促進は、河川、海域の水質保全及び快適な生活環境の向上を図るとともに、交流人口の拡大にあたり他地域から訪れた観光客等が心地よく滞在できるうえでも重要な施策である。したがって、地域住民の理解のもと、市町と連携して整備促進に努めるものとする。

なお、汚水処理施設の整備手法としては、対象地域や人口規模の違いにより、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽などが実施されており、関係機関と十分連携して、その地域に最も適した整備手法による事業促進を図る。特に、個別分散型の汚水処理施設である浄化槽は、下水道と同等の処理能力を有し、短期間で設置できる等の特長を有している。今後も汚水処理施設の整備を促進することにより、離島地域における生活排水対策を推進する。

# 3 廃棄物処理

循環型社会の構築に向け、離島地域においても、廃棄物の発生・抑制、再使用、再生利用といった 4R の取組が図られているところであり、その実現にあたっては、循環資源ごとに地域の特性を踏まえた地域循環圏の形成を推進することが重要である。

離島地域は、人口や産業の集積度が低くリサイクル対象物の集荷量やリサイクル製品の市場規模も小さいことから、単独での効率的なリサイクルの実施は困難な場合も多い。また、本土など他地域との連携による広域処理や集約化については、海上輸送費がコストアップ要因となるなど、地理的条件からの様々な制約を抱えている。

このため、廃棄物の品目に応じた島内完結型処理を目指し、収集体制の確立、資源 ごみ集積施設の確保や効率的な輸送ネットワークの検討など、各離島地域の実情に応 じた循環型社会システムの構築に努める。

# 4 住宅、公園

住宅については、高齢者のための利便性の良い集団生活の場の整備やサービス付き 高齢者向け住宅の供給、親との近居や職住近接・育住近接、UI ターンの促進に向けた空 き家の利活用の促進、地域の魅力を実感できる移住や二地域居住など、多様な住まい 方を提供できる住宅供給等を図る。

都市公園は、地域における緑の骨格として、豊かな居住環境の形成やレクリエーション活動の充足等、住民の多様なニーズに対応するための基幹的施設である。

今後は、大震災や火災時等において避難地等となる防災公園等の確保や機能強化、 公園施設のバリアフリー化や遊具の安全性確保による安全で安心できる地域づくり、 都市における良好な自然的環境の保全・創出等に重点を置きながら計画的な整備を図 る。

# 5 安全・安心なくらしづくり

住民が安全に安心して暮らすことができ、また、観光等でしまを訪れる方が安心して滞在することができる社会づくりを進めるため、交通安全対策の推進、防犯対策、消費生活に関するトラブル防止、食の安全・安心確保対策など、安全・安心まちづくりに取り組む。

# 第7節 医療の確保等

住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けるためには、医療提供体制の整備が非常に重要である。そのため、地域医療を担う医師や歯科医師及び看護師等の医療従事者の確保を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の大流行を想定した検査・医療体制の強化に取り組む。また、引き続き長崎県病院企業団病院と地域の医療機関の連携を強化し、安定した医療提供体制の構築を図る。

まず、医師の確保については、県医師確保計画に基づき本土と離島の医師数の格差 是正のため、医学部学生への医学修学資金の貸与や自治医科大学での医師養成を行う とともに、「ながさき地域医療人材支援センター」において、離島・へき地の公的医療 機関に係る医師の斡旋や代診医の派遣、キャリア形成支援などを実施することにより、 医師の確保と定着を図る。

また、県医療計画に基づき、離島を含むへき地の保健医療の推進を図るため、へき地医療拠点病院やへき地診療所に対する設備整備や運営費の補助等の支援により、その相互の連携を図るとともに、地域の実情把握に努めながら、医療提供体制の充実を図る。

救急医療体制については、病院企業団病院など各地域の2次救急医療機関を中心とする連携体制の強化及び救急車による搬送体制の充実向上を図るほか、離島の医療機関では対応できない重篤な救急患者については、引き続きドクターへリ等を活用した

本土の高度医療機関への搬送体制の強化や情報技術を活用した遠隔画像伝送システムによる医療体制の充実に努める。

専門医のいる本土医療機関への通院を余儀なくされている住民に対しては、地域医療連携ネットワークシステムなどによるカルテ情報の共有、新型コロナウイルス感染下で拡大されたオンライン診療の活用など ICT による体制の充実強化に加え、市町と役割分担を図りつつ島外への入院・通院に必要な交通費支援等の負担軽減策を講じるなど、保健医療サービスの格差是正に努める。

さらに、高度情報通信ネットワーク及び情報通信機器を活用した専門医の遠隔サポートによる「遠隔専門診療外来」を開設し、住み慣れた地域で本土の医療機関で勤務する医師による専門外来を受診できる体制を確保する。

また、急性期医療から在宅医療まで、地域の医療機関の機能に応じた役割分担や連携体制構築を図るとともに、住民の疾病予防や健康増進、リハビリテーション等の総合的な健康づくりのための環境整備を促進する。

# 第8節 介護サービスの確保等

介護サービス基盤については、大規模な離島においては、施設サービスを中心に比較的充実しているが、人口が少ない小離島については、人口規模や地理的特性から民間事業者の参入等が難しく、介護人材を確保しサービス提供体制を維持していくことが困難な状況にある。

今後、高齢化がさらに進む中で、必要な介護サービスを受けられる体制づくりとして、介護サービスに関する知識及び技術の習得の促進等を通じた島内の人材の活用や、移住者、外国人材の受入等により介護従事者の確保を図っていくとともに、業務効率化や職員の負担を軽減する介護ロボットやICTの導入を促進するほか、基盤となる施設整備を行っていく。

また、他の地域との格差の是正を図るため、介護サービスの利用及び提供の際にかかる渡航費の助成や離島地域における特別地域加算に係る利用者負担の軽減策を講じるなど、それぞれの地域の実情を踏まえた方針・事業を検討し、関係市町と協力しつつ、介護サービスの確保等を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができる地域づくりを推進していく。

障害福祉サービスについては、人口減少や高齢化、医療技術の進歩などを背景に多様化・複雑化しているニーズにきめ細やかに対応していく必要がある。介護人材が不足している状況を踏まえ、業務効率化や職員の負担を軽減する介護ロボットや ICT 導入を促進する。また、医療的ケア児や発達障害児等への支援の充実・強化、共生型サービスの活用等、それぞれの地域実情を踏まえた方針・事業を検討し、関係市町と協力しつつ、サービスの確保及び充実を図ることにより、障害者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるとともに、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現を目指す。

# 第9節 高齢者、障害者、児童の福祉の充実

高齢者福祉については、医療、介護、住まい、介護予防・生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を整備し、内容の充実・深化を図っていく。

高齢者の健康づくりや介護予防の取組を支援するとともに、高齢者の就業やボラン ティア活動などの社会参加の機会を拡大し、元気な高齢者の活躍を促進していく。 また、今後増加する認知症の人や家族を支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援する。

障害者福祉については、障害者本人の意思を尊重し、誰もが住み慣れた地域で希望するサービスを受けられるよう、住まいや働く場、日常生活の場等の基盤整備を推進するとともに、家族への支援を含めた日常生活の支援体制を充実する。

児童福祉については、少子化が進行している離島地域において、身近な場所で安心して子育てができるよう、児童福祉施設等の運営や事業等に対する支援に加え、質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう人材の育成・確保を含めた環境整備や育児と仕事の両立を支援する体制づくり等、地域の実情に即した多様な子育て支援体制の整備を推進する。

また、市町における全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援体制の整備を支援する。

# 第10節 教育及び文化の振興

# 1 教育の振興

過疎化・少子化により児童生徒の減少が著しい離島地域において、教育水準の維持向上及び教育環境の整備はきわめて重要な課題である。そのため、地域の実情や教育効果を考慮し、望ましい学校規模の適正化が図られるような統廃合の支援や、学校の実態に即した教育環境整備の推進を図るよう努める。併せて、離島の教育の特殊事情を鑑み、公立学校の適正配置及び教職員定数について、特別の配慮をするとともに、離島地域に係る公立学校の教職員の処遇についても適切な配慮をするものとする。

また、児童・生徒1人1台端末等のICT環境を活用した遠隔授業を充実させ、地理的制約を受けない豊かな学びの実現を図る。

さらに、高等学校未設置離島の高校生の島外通学や島外居住に対する支援による修 学の機会の確保及び離島と本土部の交流機会の確保にも努める。

また、各離島の特性を生かした「高校生の離島留学制度」を引き続き実施し、特色ある教育活動を実施することで、学校・地域の活性化につなげ、離島の自然や文化などの教育資源を、県内本土部や県外の子どもたちにも提供することを通じて、学びの場・人間形成の場を構築する。

併せて、「しま」の豊かな自然や文化等を活用した体験活動や修学旅行を実施し、児童生徒や様々な年齢層に交流体験や勤労体験、自然体験などの豊かな体験を経験させることを通して、「生きる力」や「郷土を愛する心」を育むとともに、離島の活性化にもつなげるよう努める。

離島の将来を担う人材を育成していくためにも、学校教育や社会教育の充実、学校・ 地域が一体となった生涯学習機会の拡充に努める。

なお、特別支援教育の推進においては、令和3年度に策定した「第2期長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、障害のある子どもたちが地域社会の一員として、できる限り身近な地域で専門的な教育が受けられるようにするとともに、学校教育と関係機関が連携・協力し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した指導・支援の充実に努める。

また、スポーツの振興においては、令和3年に策定した、「ながさきスポーツビジョン(2021-2025)」に基づき、運動の習慣化による体力の向上を目指すとともに、運動部活動の在り方の工夫・改善に取り組むなど、子どものスポーツ機会の充実に努める。

# 2 文化の振興

長崎県の離島には、「魏志倭人伝」記載の「一支国」の王都として特定された壱岐市の「原の辻遺跡」、白村江の戦い後、唐・新羅の侵攻に備えた証である対馬市の「金田城跡」、遣唐使船の最終寄港地であった五島市の「三井楽」など、古くから海を介して海外と接し、我が国の歴史や文化に大きな影響を与えてきた国内外に誇るべき遺跡や歴史的建造物、史跡などが数多く残されている。

また、島の生活の中で先人たちが営んできた地域固有の歴史と文化を物語る、個性 豊かな祭礼行事や伝統芸能などが現代まで伝承されている。

これらの地域の宝を顕在化し、磨き上げ、多くの人々が訪れ、楽しみ、にぎわう地域づくりを進めるため、地域が主体となって文化・芸術による魅力を加え、各地の個性を磨き、情報発信する取組を支援する。また、離島住民が本土住民と同様に優れた文化芸術に身近に接することができるよう鑑賞・参加機会の確保に努める。

併せて、離島に残された貴重な文化財の保存に対する支援や、担い手の育成に努めるとともに、未指定文化財の指定などにより、文化財を次世代に引き継いでいく。特に、離島の貴重な文化財や美しい景観を含む世界遺産については、価値や魅力を一体的に広く発信し、保護意識の醸成を図りながら、保存と活用の好循環による持続的な取組によって資産の保護や次世代への継承に努めていくほか、世界遺産や関連文化財等を通じた離島の魅力づくりによる活性化に取り組んでいく。

さらに、日本遺産についても、国境の島ならではのストーリーや歴史文化資源の発信・活用により観光振興など地域活性化を図る取組を進めていく。

#### 3 研究機関の整備等

本県の離島周辺海域では、複雑な海底地形により好漁場が形成され、多種多様な漁業が営まれていることから、水産資源の持続的利用に関する海洋資源研究の場として大きな可能性を有しており、国や大学等の研究機関等に調査・研究のフィールドを提供するとともに、連携して研究を行い海洋研究の推進を図る。

# 第11節 観光の振興

人口減少や過疎化の伸展、地域経済の低迷など、近年の離島が抱える課題を解決するうえで、地域経済への波及効果が大きい観光の振興は、喫緊の課題となっている。

本県の離島は、その多くが自然公園等に含まれるなど豊かな自然環境や景観、街並み等に恵まれ、また、それぞれの島における固有の歴史的・文化的遺産や、独自の食文化や伝統工芸など、多面的な魅力を有している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による、マイクロツーリズムの進展や団体 旅行から個人旅行への移行などの旅行形態の変化、安全・安心、あるいはアウトドア への関心の高まりなど、離島が旅先として選ばれる可能性は広がっており、離島の資源を生かした、体験型旅行や教育旅行における体験交流、独特の気候や文化が育んだ 食や伝統芸能などとのふれあい、あるいは豊かな海を活かした「釣り」などのブルーツーリズムといった島の魅力を積極的に活用することにより、多様化する旅行者の嗜好に対応し、国内外との交流人口の拡大を実現する。

さらに、様々な手法により「しま旅」の持つ魅力を効果的に発信するとともに、リモートワークの普及など働き方の多様化を踏まえ、移住施策とも連携を図りながら、 観光まちづくりへの支援やおもてなし力の向上にも積極的に取り組む。 併せて、観光交流スポットやエリアを特定のテーマでつなぐ広域観光ルートの形成を促進することにより、離島相互間及び本土地域と連携した誘客促進を図る。

これらの取組を進めるために、地域が主体的・戦略的に取り組む、多彩な地域資源を活用した観光コンテンツの開発や高付加価値化等の事業を支援し、賑わい創出や観光消費額の増につなげる。

また、交流人口の拡大を支援するため、主要幹線道路など交通ネットワークの充実を図り、離島交通の結節点となり国内外との交流を進めるうえで極めて重要となる港湾及び漁港においては、船舶の大型化・高速化等多様な交通形態への対応や、快適な旅客の輸送を確保するための関係施設の整備を進め、併せて、クルーズ客船寄港時の受け入れ態勢の強化を図る。

# 第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

本県の対馬・壱岐・五島をはじめとする島々は、古くから大陸の架け橋として海外との交流が盛んで、国防上も重要な役割を担いつつ、固有の文化、風土、景観を形成し、文化・海洋・学術などの目的で多くの人々が訪れる地域となっている。

現在、本県の各離島においては、世界遺産や日本遺産をはじめ、本県ならではの歴史・文化・海外との交流やつながりを生かし、朝鮮通信使行列の再現などの交流の歴史を活用したイベント、対馬博物館や一支国博物館、原の辻遺跡などの歴史・文化施設の活用、国境マラソン IN 対馬、壱岐サイクルフェスティバル、上五島トライアスロン、五島長崎国際トライアスロンなどのスポーツ大会、さらに体験型観光の充実や教会巡り、世界遺産巡礼の道の活用など、多様なプログラムを通じて、国内はもとより韓国をはじめとする海外との交流人口の拡大に向けた取組を行っている。

今後は、これら施策の一層の充実や連携を図るとともに、複数の離島間や本土・離島間の周遊促進や長期滞在型交流の推進を図るなど、広域的な交流や離島住民と都市部に住む人々との相互理解をより深め、国内外の地域との交流促進を図る。

# 第13節 自然環境の保全及び再生

本県離島が有する地理的・地史的特異性を背景とした豊かな生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めるため、自然環境に関する情報の収集などを含む自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化に努めるとともに、人とふるさとの自然とのつながりの回復を図る。また、地域に生息する希少ないきものの名前をつけて地域商品を販売するなど、生物の多様性を地域資源として上手に活用し、多様な主体が連携・協力して取り組むための仕掛けや仕組みの検討、活用を図るとともに、生物多様性の意味や重要性をあらゆる機会を通じて普及啓発していく。

また、その地理的特性から、毎年多くのごみが本県沿岸に漂着し、景観、自然環境、 水産資源、観光などへの影響が深刻な問題となっていたことから、漂着物の円滑な回 収処理方法、発生抑制対策、並びに関係者の役割分担と相互協力を確立するため長崎 県海岸漂着物対策推進計画を策定し、県、市町、県民、民間団体等の多様な主体が適 切な役割分担の下で積極的に取組を進めるとともに、相互に連携を図りながら円滑な 回収処理や効果的な発生抑制策を講じている。

特に離島地域においては、外国由来のごみを含め大量のごみが繰り返し漂着している状況であることから、回収処理及び発生抑制対策を継続して長期的に取り組むための十分な財源の確保にも努める。

# 第14節 エネルギー対策の推進

離島は、四方を海に囲まれ、風況が良いところが多いなど、再生可能エネルギーの 導入に適していることから、その利用推進により、エネルギーの安定的かつ適切な供 給を確保することが望ましい。

また、2050年までの脱炭素社会の実現に向け、地域資源である太陽光や風力などの再生可能エネルギーについて、環境に配慮しながら最大限の導入を図ることが重要であり、関連事業による雇用の創出や収益など離島の振興につながることが期待されている。

具体的取組としては、国が推進する「重点対策加速化事業(自家消費型太陽光発電、電動車の導入など)」のほか、「改正地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業(再生可能エネルギーを活用した地域共生・裨益型事業)」があり、国と密接に連携しながら関係市町の取組を支援していく。

再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定された海域では洋上風力発電事業が実施されるため、発電設備の導入から運転開始後のメンテナンスなど各分野において県内企業の参入を促進し、産業の振興を図る。

一方、離島における再生可能エネルギーの導入には、海底送電網の整備や、島内における系統連系を円滑に行うための蓄電池整備など、関係するインフラ整備が必要となるため、国や電力事業者と密に連携して推進していく。

さらに、本土地区に比べ発電コストが高い独立電源の離島において、引き続き安心して電気を使えるよう、他の地域と遜色ない料金での安定供給を保障する電力のユニバーサルサービスが確実に講じられるよう、国や電力事業者との連携を図る。

また、離島におけるガソリン等の燃油価格は、輸送コストが高いことや、人口規模が小さいため需要が少ないことなどの事情により、本土に比べ割高であり、住民生活や産業活動に影響を及ぼしており、人口流出や過疎化が進むなか、本土との経済的格差の解消を図るため石油製品の価格低廉化が重要である。住民生活の安定と産業の振興を図り、離島が自発的かつ持続的に発展できるように、ガソリンをはじめとする石油製品価格の低廉化に向け、関係団体とともに取組を進める。

# 第15節 防災対策の推進

離島地域は山が海まで迫る急峻な地形を有し、海岸近くの狭隘な土地を中心に生活が営まれており、特に水害・土砂災害・高波・高潮・海岸浸食・津波等の自然災害に弱いため、安全な国土を形成し民生の安定を図る対策を積極的に推進していく。なお、基盤整備にあたっては、離島の地域資源を活かし環境に配慮することにより、観光・交流の促進、定住促進にもつなげていく。

水害に対しては、離島の河川は、ほとんどが中小河川であり、たびたび氾濫を起こすため、引き続き、河川改修事業を推進する。また、老朽化したため池についても決壊による下流域への被害を未然に防止するために防災工事を推進する。

土砂災害に対しては、道路防災、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進する。これらハード対策に加えて、既存施設の維持管理、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定など、ソフト対策にも積極的に取り組むことで安全・安心な地域の創出に貢献する。

高波・高潮・海岸浸食・津波に対しては、海岸保全施設や防波堤等の整備を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理に努める。

地震等への対策については、東日本大震災において、被災地の離島では、情報連絡、 救援支援物資供給、復旧・復興のそれぞれの面で孤立し、災害対策上の様々な問題点 が明らかになってきていることから、橋梁の耐震化や耐震岸壁等の整備を行い、緊急 時の輸送機能を確保する。さらに、住宅の全壊を防ぎ人命確保と避難路確保に向けた 施策として、防災情報の提供に加え、民間住宅への耐震診断・耐震改修への助成制度 の利用促進に努めるとともに、公共賃貸住宅の耐震改修により、安全な地域の形成を 図る。

原子力災害に関しては、防災対策を重点的に充実すべき地域を原子力発電所から 30km 内とし、この範囲には有人離島が含まれる。災害時における気象条件等により船舶による避難が困難な場合に、一時的に退避する放射線防護施設等の整備及び食料・飲料水等の備蓄、また、実働組織による支援体制の構築など、原子力災害時の防護措置にあたって特別の配慮を行う。

併せて、防災上必要な教育や自主防災組織の育成及び訓練の実施、連絡体制や避難場所の確保、及び物資搬入や交通確保など緊急時に対応できる危機管理体制の構築に努める。また、情報収集の迅速化や県民に対し的確・多様な情報提供を行うことなどを目的に、防災行政無線や防災情報システム等の情報伝達手段を整備するなど、地域防災計画との整合を図りつつ、安全対策等を講じておくことが必要である。

# 第16節 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成

農林水産業や観光業、医療、福祉など様々な分野において離島の将来を担う人材の確保及び育成に取り組むとともに、著しい人口減少や急速な高齢化など離島を取り巻く社会情勢の変化に対応し、それぞれの地域における様々な活動の中心となって地域づくりをけん引する人材を確保・育成するために、NPO 法人やまちおこし団体等の活動への支援や地域リーダーの育成に取り組む。

さらに、今後においては、県・関係市町・民間企業等が一層連携した離島地区の人 材育成の取組や、大学や専門学校等のサテライト教室の誘致などについても検討して いく。

また、島外の人材が持つ地域住民と違った経験・知見・視点は地域づくりに大きく役立つものであり、UJI ターンに対する支援などにより、これらの人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、島外の人材活用の場の創出に努め、地域力の維持・強化を目指す。さらに大学との連携などにより島外の人材を活用するとともに、島外に出ている離島出身者など、地域振興の大きな力となる島外サポーターの増加に努める。

#### 第17節 その他の離島の振興に関し必要な事項

# 1 感染症発生時等の配慮

離島地域において、国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定や福祉の向上に係るサービスの享受ができるよう努める。

また、感染症発生等の影響により、住民の移動や物資の輸送に支障を来し、孤立化を招くことがないよう、関係市町や事業者等と連携して輸送事業の継続や運航の確保に努めていく。

# 2 小規模離島に対する配慮

離島の中でも小規模な離島は、本土と比べて著しく少子高齢化が進み、生活インフラが整備されていないなど、生活の維持が困難になっていることから、島内外のボランティア等の人材との連携により生活環境改善に向けた取組を促進し、日常生活に必要な環境の維持を図る。

# 3 共に生き、共に育む社会の実現

地域住民一人ひとりが社会の構成員であることを自覚し、共に生き、共に創り上げていく社会づくりを推進することは、地域社会の形成及び存続を図るうえで最も重要である。 このため、人権の尊重及び男女共同参画社会の実現を目指した取組の推進、地域づくりの担い手として期待される NPO 等の活動支援、協働の推進に努め、住民が互いに支え合い、協調し合う社会の構築を図る。

# 4 自然公園法や農地法等の運用面での配慮

自然公園法や農地法等の規定の運用に当たっては、離島の豊かで美しい自然の保全に十分な配慮を行う一方、地域振興の観点から、本計画に基づく事業の公益性等を勘案し、国の基本方針に基づいて関係部局等と調整を図り、地域の実情に応じた事業の実施が可能となるよう措置するなどの弾力的な運用に配慮する。

- 2	24 -
-----	------